

令和7年度高知県森林境界明確化支援委託業務公募型プロポーザル説明会等の質疑に対する回答

質問	回答
1 プレゼンテーションではパワーポイントなどで別途資料作成したものを投影、または審査員に配布することは可能でしょうか。	プレゼンテーションでは、別途作成したパワーポイント資料を投影することを想定していますが、企画提案書の作成には締切を設けさせていただいている都合上、当日の追加資料の配付は不可とします。 審査会当日にプレゼンテーション資料を審査員の手元に配布しておきたい場合は、企画提案書に綴じて期日までに提出してください。 なお、審査は企画提案書に記載された事項を審査するものとしますので、企画提案書に明示のない事項を当日のプレゼンテーションで説明した場合、当該事項は審査の対象となりません。 プレゼンテーションは、必ず企画提案書に明示した内容を説明するものとしてください。
2 仕様書第23条第1項に、「現地確認や森林所有者との調整は想定しない。」とありますが、森林境界推定図作成において、当社が現地の状況を確認するため現地確認してはならないという理解でしょうか。	お見込みのとおりです。現地状況の確認を行わないことを前提とした企画提案をお願いします。
3 仕様書第23条第2項(4)に「地積測量図が存在する筆は、地積測量図を優先して配置する」とありますが、地積測量図は貸与資料に含まれているという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4 仕様書第25条第1項(1)には、「不動産登記法123条第1号「筆界の定義」に基づく検証を行う」とありますが、その内容は【検証項目】(ア)～(ウ)に示された項目と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5 仕様書第25条第1項(1)記載の、【検証項目】(ア)～(ウ)の検証は、現地でなく、資料(森林境界推定図、公図、登記簿等)のみで検証するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6 企画提案書作成要領1提出書類には正本1部、副本5部とありますが、第1号から第3号の3事業別に企画提案書を作成する必要はないと理解してよろしいでしょうか。それとも事業別に作成する必要があるでしょうか。	お見込みのとおり、事業別に企画提案書を作成する必要はありません。3件に共通する企画提案1案の提出をお願いします。 なお、提出書類のうち、経費見積書に関しては、参加を希望する事業に該当するものを作成していただくため、第1号から第3号の全てに参加する場合は各1枚として計3枚、第1号から第3号のいずれか1件のみに参加の場合は1枚となります。

7	特記仕様書第1号～第3号の第7条に記載のある「管理技術者」について、仕様書第6条に記載のある「業務責任者」と異なる技術者を配置した場合、「管理技術者」は本プロポーザルにおける審査(評価)の対象になりますか。	「管理技術者」に関しては本プロポーザルにおいて、審査の項目を設けておりません。 「管理技術者」は、業務実施の際に業務責任者または業務担当者の中から、専任する方を定めていただくことを想定しておりますので、企画提案時点において、明示の必要はありません。
8	(募集要領 別紙様式3)参加申込書で参加を申し込む業務については、「1 参加を申し込む業務」の参加申込欄に「○」を付せば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	参加申込書とともに提出する「提出者の概要(団体概要等)」は、会社概要の記載のある既存の会社のパンフレットで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	参加申込書とともに提出する「経営状況(決算書等)が分かる書類」は、公開可能な直近の事業年度のもので宜しいでしょうか。過去に遡って複数年度分を提出する必要が有れば、何年度分必要かご教示下さい。	公開可能な直近の事業年度1年分で支障ありません。
11	参加申込書とともに提出する「類似業務等の実績が分かる資料」について、この「類似業務等」は、「審査要領 別紙 審査基準 1実施体制 専門技術力の「審査の視点」」に記載のある「同種業務」と同じと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	参加申込書とともに提出する「類似業務等の実績が分かる資料」について、提出者(企業)の代表的な類似業務等の実績1件のみを提出する認識で宜しいでしょうか。あるいは、複数件提出することは可能でしょうか。	参加申込書とともに提出する「類似業務等の実績が分かる資料」については、2件までとさせていただきます。
13	参加申込書とともに提出する「類似業務等の実績が分かる資料」は、業務実績を証明する資料として、テクリスの登録内容確認書(業務実績)の写し、又は契約書、仕様書、業務計画書等の写しを想定していますが、その認識で宜しいでしょうか。特に提出が求められる資料が有ればご教示願います。	お見込みのとおりです。
14	「募集要領 別紙様式3」を提出する際、会社印・代表社印の押印は必要ですか。	押印を省略して差し支えありませんが、その場合【連絡先】を抜かりなく記載してください。

15	参加申込書とともに提出する各書類について、両面印刷・片面印刷の指定・制限等はございませんでしょうか。任意に印刷して宜しいでしょうか。	任意の印刷として差し支えありません。
16	「企画提案書作成要領 様式1」を提出する際、会社印・代表社印の押印は必要でしょうか。また、押印が必要な場合、副本はその写しで宜しいでしょうか。	押印を省略して差し支えありませんが、その場合【連絡先】を抜かりなく記載してください。
17	企画提案書として提出する書類について、両面印刷・片面印刷の指定・制限等はございませんでしょうか。任意に印刷して宜しいでしょうか。	枚数を指定するものに限り、片面印刷とします。
18	「企画提案書作成要領 様式2 (6)類似業務の活動実績等」について、類似業務実績が多数ある場合は記載の件数の制限等がありますでしょうか。 また、類似業務実績を証明する資料として、テクリスの登録内容確認書(業務実績)の写し、又は契約書、仕様書、業務計画書等の写しを想定していますが、その認識で宜しいでしょうか。特に提出が求められる資料があればご教示願います。	類似業務記載の件数に制限は設けませんが、審査の対象とするのは令和2年度以降の実績としますので、令和元年度以前の実績は提出があっても審査の対象としません。 類似業務実績を証明する資料に関しましては、お見込みのとおりです。
19	「審査要領 別紙 審査基準 1実施体制 専門技術力」に関しては、「企画提案書作成要領 様式2」の記載内容に対し評価頂く認識で宜しいでしょうか。	審査要領 別紙 審査基準 1実施体制 専門技術力に関しては、審査の視点に記載する事項を判断できる資料に基づき審査しますので、企画提案書作成要領様式2のみを審査の対象にするものではありません。 専門技術力の審査にあたり、その他参考資料として提出いただきたい資料を以下のとおり例示します。 ①同種業務の実績 →テクリスの登録内容確認書(業務実績)、仕様書、業務計画書の写し。 ②業務責任者及び業務担当者の関係資格等保有状況 →業務責任者及び業務担当者の関係資格等の写し。 ③業務責任者及び業務担当者の同種業務を経験した年数 →①に記載の資料と同様。

20	「審査要領 別紙 審査基準 1実施体制 専門技術力の「審査の視点」」の記載にに関して定量的な採点基準がある場合、①同種業務実績の件数 ②業務責任者・業務担当者の関係資格 ③同種業務の経験年数これらの同種実績件数、対象資格や経験年数等の配点の内訳についてご教示願います。	基準の検討はしておりますが、配点には審査員の判断が関わりますので、内訳を申し上げることはできません。 なお、No.18のとおり、①③に関しましては、令和2年度以降に完了した業務を審査の対象としています。
21	「審査要領 別紙 審査基準 1実施体制 専門技術力の「審査の視点」」の記載に関して、 ①「同種業務の実績」は提出者(企業)の実績でしょうか。又は、業務責任者・業務担当者の実績でしょうか。	「同種業務の実績」は提出者(企業)の実績です。
22	②「同種業務の実績」は複数有していた場合、優位に評価する審査方法でしょうか。その場合、何件有していたら満点が与えられますでしょうか。	複数が優位ですが、配点には審査員の判断が関わりますので、当該質問には回答できません。
23	③「同種業務の実績」は「高知県内での実績」を優位に評価する審査方法でしょうか。	「同種業務の実績」は、高知県の内外に関わらず同様に評価します。
24	④「業務責任者・業務担当者の関係資格等保有状況」に関して「業務にて活用できる資格等」を例示いただくことは可能でしょうか。	審査員の判断が関わりますので、回答できません。
25	⑤「業務にて活用できる資格等」を複数保有している場合、優位に評価する審査方法でしょうか。	No.20回答に記載のとおり、その保有件数や種類の多寡は配点に影響しません。
26	⑥「業務にて活用できる資格等」の種類によって、配点は異なりますでしょうか。	審査員の判断が関わりますので、回答できません。
27	⑦「業務責任者・業務担当者の同種業務を経験した年数」の「同種業務」については、特記仕様書第1号～第3号の第2条(目的)の記載から、森林経営管理法の施行移行の同種業務を経験した年数と理解して宜しいでしょうか。 それ以前から実施されている、森林の地番図作成や国土調査は同種業務に該当しないと考えて宜しいでしょうか。	No.18回答等に記載のとおり、令和2年度以降に完了した業務を審査の対象としています。 森林の地番図作成や国土調査、森林境界明確化等であっても、資料収集、図案作成(地番・所有界とも)にかかるものであれば、同種の業務に該当するものとしています。
28	⑧「業務責任者・業務担当者の同種業務を経験した年数」については、何年以上の経験年数を有していれば満点が与えられますでしょうか。	業務責任者・業務担当者の同種業務を経験した年数のみで点数は決定しませんので、当該質問には回答できません。

29	⑨「業務責任者・業務担当者の同種業務を経験した年数」について、「照査技術者」として従事した業務は経験年数に含まれないという理解で宜しいでしょうか。	業務への従事が確認できるのであれば、審査の対象となり得ます。
30	①6 本業務に配置する「業務担当者」は1名のみという理解で宜しいでしょうか。あるいは、複数名配置することは可能でしょうか。 また「業務担当者」を複数名配置した場合、「審査要領 別紙審査基準 1実施体制専門技術力の「審査の視点」」での審査の考え方をご教示願います。(最も高評価(低評価)の業務担当者が審査対象、あるいは平均値を採用等)	「業務責任者」は1名ですが、「業務担当者」は複数名を配置していただいて差し支えありません。 なお、「業務担当者」を複数名を配置していた場合であっても、審査の考え方は変わりありません。
31	「審査要領 別紙 審査基準 2提案内容 森林境界推定図の作成 効率的な進め方」に関しては、特記仕様書第1号から第3号の仕様を示す対象範囲400ha以上の提案を行った場合、評価される認識でしょうか。 または対象範囲400haに限定した提案を行い、面積・筆数を効率的に進める創意工夫があれば評価頂ける認識でしょうか。	対象範囲が400haを越えても審査上の優位性は生じません。 精度を高めつつ、面積・筆数を効率的に進める企画提案を求めています。
32	「審査要領 別紙 審査基準 3見積経費」について見積経費の採点方法(算出式)についてご教示願います。	質問の主旨に関する回答は差し控えさせていただきますが、複数に参加を申し込む場合にあっては、見積経費の平均により審査します。
33	「審査要領 別紙 審査基準 3見積経費」について見積経費の評価方法についてご教示願います。(見積限度額との比較で評価、又は最も安価な見積経費との比較で評価等)	見積限度額との比較による審査となります。
34	プロポーザル審査要領に記載のある、プレゼンテーションへの出席者(3名以内)について、本業務に従事予定担当者以外の営業担当者等の社員が出席しても宜しいでしょうか。	出席は可能としますが、プレゼンテーションは業務責任者または業務担当者が行っていただくこと想定しています。
35	仕様書第26条成果品作成において、表2凡例はポリライン情報の凡例であるか。	表2、凡例1～14はポリライン、15以降はポリゴンを想定した凡例となっています。仕様書(案)として参考としてください。
36	仕様書第26条成果品作成において、データ形式にポイントがあるが、本業務でのポイントデータ作成は何を想定しているのか。	境界点を作成する必要がある場合を想定しております。
37	仕様書第26条成果品作成のデータ形式のポイント・ポリゴンにおいて、管理番号(string)はどのような値を登録することを想定しているのか。	受注者が任意に定める番号を想定しています。企画提案の余地がありましたら、採番ルール等を検討・提案いただくことに差し支えありません。
38	仕様書第26条成果品作成のデータ形式のポイント・ポリゴンにおいて、属性名称「ZKK」があるが、対象図郭とは何を指すのか。	本業務の仕様において、属性名称「ZKK」は使用を想定しない事項でありました。疑義を招き申し訳ありませんでした。 業務の実施にあたり、仕様書(案)に準じた成果品とする場合には、「ZKK」は用いないものとしますので、参考としてください。

39	仕様書第26条成果品作成のデータ形式のポイント・ポリゴンにおいて、属性名称「FLG」があり、備考欄に「該当番号を記載(※)」とあるが、どのような値を想定してるのか。	表2凡例記載の、15、16、17の記載を想定した構成としています。仕様書(案)として参考としてください。
40	仕様書第30条納品するQGISのバージョンに指定はあるか。	成果作成時点における直近のQGIS長期リリース(LTR、Long Term Release)にて、動作確認することを想定していますので、現時点においては指定しません。
41	審査要領 別紙 審査基準「1実施体制」「専門技術力」の同種業務の実績について (同種業務とは森林境界明確化及び森林境界の推定に関する業務とする)とあるが、明確化実績であれば、測量等の現地業務も評価対象に含まれるか。また、発注機関について指定はあるか。	No.27のとおり、森林の地番図作成や国土調査、森林境界明確化等であっても、資料収集、図案作成(地番・所有界とも)にかかるものであれば、同種の業務に該当するものとしています。 発注機関について、地方公共団体のほか、森林組合等も想定されますが、特段の指定はありません。